

第4回独立行政法人農畜産業振興機構契約監視委員会議事要旨

1. 日時 平成24年9月10日(月) 13:25~15:35
2. 場所 独立行政法人農畜産業振興機構南館1階会議室
3. 議題 (1) 前回の点検結果を踏まえた見直し状況(改善状況のフォローアップ)等について
(2) 平成23年度契約点検結果について
4. 出席委員(◎印は委員長)
高畑 満(弁護士:東京清和法律事務所)
中村 一三(税理士:中村一三事務所)
◎望月 正芳(公認会計士:望月正芳事務所)
柳澤 茂樹(独立行政法人農畜産業振興機構監事)
渡部 裕人(独立行政法人農畜産業振興機構監事)

5. 議事

(1) 理事挨拶等

長理事より開会の挨拶。

本日の契約監視委員会の結果について理事長に報告の上、農林水産省へ議事録を提出する旨確認を行い、委員より了解が得られた。

望月委員長が委員の互選により委員長に選任された。

望月委員長は、委員会の終了後、機構のホームページに委員名簿および委員会の議事録要旨を公開したい旨を提案し、各委員の了解を得た。

(2) 第3回契約監視委員会においてご意見のあった事務所家賃水準について

- 委員：事務所家賃については、機構が入居するビルの近隣の類似物件の相場を把握しつつ、現行の家賃は適正水準であるとしている機構の判断は問題ないと思う。神谷町近辺で坪単価がこの程度であれば、駅から若干離れていることを考慮しても高い水準ではない。
- 委員：毎年多額の家賃を支出するならば、自社ビルを購入してしまうのも一案であると思われるが、現在支払っている家賃水準は周辺の類似物件のそれと比較して、特に過大とは思われない。
- 委員：周辺の物件相場に比較して適正な水準と思われるが、家賃水準は昨今低下傾向にあることから、今後とも契約更新の機会等をとらえて周辺家賃の調査を行い、必要に応じて現状家賃の検証を行ってほしい。
- 機構：自社ビルについては、組織の見直しが5年毎にゼロベースで行われることもあり、難しいと思われる。今後とも家賃水準については、周

辺の家賃相場と比較して適正な水準で貸借できるよう、情報収集に努めてまいりたい。

(3) 平成23年度契約状況について

(新たな競争性のない随意契約について)

- 委員：海外コンサルタント3社との随意契約が行われることになった理由如何。他にも能力を持つ調査会社があるのではないか。
- 委員：リストに挙げられている契約以外にもコンサルタントを利用した情報収集が行われていたと思われるが、それらの契約はどのように行われているのか。
- 機構：海外事務所で締結される契約については、従来随意契約が認められていたところ。海外事務所の閉鎖に伴い、海外コンサルタントとの契約についても本部が契約を締結しなくてはならなくなったので、契約を可能な限り競争性のある入札等に移行できないかと検討したが、リストにある3契約については、調査能力等において替わりうるコンサルタントを速やかに見いだすことができず、平成23年度中には随意契約とせざるをえなかった。しかし、平成24年度に郵便による入札を認める規程を整備したことも踏まえ、海外コンサルタントとの契約についても内容の見直しなどによって競争性のある入札が行えるよう準備を進めている。

(公益法人への契約行為による支出について)

- 委員：機構がホームページにおいて、機構と他法人との契約実績をまとめた表を見たような記憶がある。そこには、本日の資料に掲載されている公益法人以外の公益法人との契約も多数掲載されていたように思うが、事実関係如何。
- 委員：資料に挙げられている指定乳製品等残留農薬等検査業務について一者応札の解消の見通し如何。
- 機構：ご指摘の機構のホームページに掲載している資料は、補助事業の実施にあたり、その財源の交付先としての公益法人等を整理した表ではないかと思う。本日の資料は、機構の直接支出である物品・サービス等に係る契約締結であり、その相手先である公益法人等の一覧表であるため、内容が異なるところ。

指定乳製品等残留農薬等検査業務については、入札辞退者へのアンケートによると、機構が示した仕様に対応できない検査があったこと

等が辞退の理由としてあげられているところ。可能であれば、検査項目の集約化を図るなどの対応を取っていききたい。

(公益法人への契約以外の支出について)

委員：国際酪農連盟の負担金や会費のような支払に関して、いくつかの団体については、今後の支出予定はなしと整理されているが、これは今まで必要性の乏しい負担金を支出していたということか。

機構：国際酪農連盟の負担金については、いままで日本乳業技術協会を通じて納入してものを、直接国際酪農連盟に振り込みを行うことにした。また、従来、情報の入手が目的として会費を支出していたようなものについては、あらためて費用対効果を厳密に検証し、やむを得ず支出削減を行ったものである。

(契約状況の推移について)

委員：全体の契約の件数が増加している理由如何。

機構：3年ぶりのバターの追加輸入に伴う契約締結が多数必要となったこと、従来、海外事務所が締結していた契約を海外事務所の閉鎖に伴い本部で締結するようになったこと、年度途中で那覇事務所の移転に伴う契約の締結があらたに必要となったこと、東電福島第1原子力発電所事故に係る緊急対策の実施に当たり、牛の個体識別情報に係る契約を年度途中で新たに締結する必要が生じたこと等が理由である。

(競争性のない随意契約について)

委員：①本部家賃の月額が昨年に比べ安くなっている理由、②鹿児島事務所の家賃月額が他事務所と比べ高い理由、③那覇事務所のみ借上げ宿舍が計上されている理由、④牛の個体識別情報に関する同様の契約が2件計上されている理由、⑤海外団体の会費について、他に代替できる情報源を利用して、競争性のある入札に移行できる可能性、⑥海外コンサルとの契約は平成24年度以降、競争性のある契約や少額随意契約に移行させるという理解でよいか。

機構：①については本部家賃は事務所面積の縮減により家賃が減少した。②については鹿児島事務所は他事務所と比較して業務量や人員、保管する資料が多いため、他の事務所より広い面積を借りていることから家賃が高くなっている。③については借上げ宿舍については、契約監視委員会の対象となる年間80万円を超える賃貸借契約が計上されているためである。④については牛の個体識別情報の契約は年度途中に

原子力事故関係の緊急対策の実施に伴い、追加して契約を締結する必要が生じたためである。⑤については欧州乳製品輸出入販売業者連合などの海外団体については、調査会社と違い、他に代わりうる団体はないので毎年リストに計上されることとなる。⑥については委員の理解のとおりである。

(一者応札について)

- 委員：機構のホームページに掲載してある「一者応札解消に向けた取り組みについて」の中で一者応札解消に取り組む専任担当者を置く等とあるが、専任担当者はどんなことをされているのか。
- 委員：POSデータや労働者派遣の事案で一者応札の案件があるが、その理由如何。POSデータは大学や他の民間会社で提供できないのか。
- 委員：システム保守の一者応札が多い理由如何
- 委員：一部内製化が行われるとされていた食肉輸入動向調査の金額が前年と変化していない理由如何。
- 委員：野菜価格安定事業の推進に関する委託業務は、JAなど他の組織が参入できる余地はなかったのか。
- 委員：複数年契約における一者応札について、ハードのリース契約が含まれており、より多くの入札が期待できないのか
- 機構：一者応札の解消については各部に専任担当者を置き、新たな取り組みをお願いする際等に連絡会議を実施し、その結果を各部に持ち帰り周知等の任に当たってもらっている。

POSデータは、機構の求める情報を提供できる者が限定されていると聞いているが、他に情報提供可能な者を探すことを含め、方法を模索したい。なお、POSデータを機構で発注し、分析を他機関に任ずという方法も考えられたが、機構が求める情報提供の即時性を満たせないことから見送られた。労働者派遣の事案については、東京電力福島第1原子力発電所事故に係る緊急対策対応のための緊急的な募集となり、公募期間が限定されていたためと見られる。通常のコ募期間を取れば、一者応札とはならなかったと考えられる。

システム保守の入札は開発者がどうしても有利であり、入札時のシステム要件の公開や公募期間の長期化などを進めているが、なかなか一者応札の解消につながらない。また、新規の入札参加希望者が入札を検討したが、同系列の代理店（これまでの落札者）が入札することが判明し、辞退した例もある。IT技術支援を専門家から受けるなど

して、仕様書の明確化等をさらに行い、入札者の増加につなげていきたい。

食肉輸入動向調査の一部内製化は平成23年度は準備が間に合わず平成24年度から行われている。

野菜価格安定事業の推進に関する委託業務については、JAは制度の受益者であり、農協系統外の生産者も対象とする事業であることから、実施者となることは適切ではないかもしれない。

リースにおける一者応札についてはよく内容を確認の上、対処したい。

委員：既落札者にとっては、現在行っているサービスをもとに応札が可能であるが、新規の応札者にとっては、事業をゼロから仕組むことが求められるため、入札までの準備期間を長くとることが必要であろう。また、受注できるかどうかかわからず、長くても1年で契約更新を迎える事業に対し、力を振り分けることは難しいのではないかと。複数年契約等も選択肢に含めることが有効かもしれない。

また、一者応札の解消の目的は、解消により競争性を確保し、調達金額を少なくさせることが目的であり、一者応札が解消できない場合でも、落札金額を減少させるような工夫を行うことも検討すべき。

(4) その他

事務局から一者応札フォローアップ業務への協力依頼、公益法人への支出に対する見直し点検業務など、必要に応じ随時に委員の意見を伺いたい旨依頼し、了承された。

終 了